

一般社団法人 PV リサイクル推進機構規約

この規約（以下「本規約」という）は一般社団法人 PV リサイクル推進機構に入会される員に向けて、以下のとおり規約を定めます。

第 1 条（名称）

当法人名は一般社団法人 PV リサイクル推進機構とする。

第 2 条（所在地）

当法人の所在地は東京都台東区台東 2 丁目 15 番 2 号に置く。

第 3 条（目的）

当法人は、廃太陽光パネルの適正リサイクルの推進を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 太陽光パネルの適正リサイクルの推進
2. 全国各地のリサイクル設備構築支援
3. リサイクル製品の普及促進
4. 太陽光発電設備の適正リサイクルの検討推進
5. 適正リユースの普及促進・リユース検査設備導入構築支援
6. その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第 4 条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月末日までの年 1 期とする。

第 5 条（社員）

1. 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。
2. 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。
3. 入会希望者は入会申込書を当法人に提出することとする。
4. 入会申込書を提出後、当法人より入会決定通知書を発行されたものを社員とする。

第 6 条（会費）

1. 年会費 24 万円とし、毎年 1 年分を前払いするものとする。
2. 社員資格は退会の申し出がない場合は自動更新とする。
3. 年会費は入会申込書提出後に発行される請求書に記載された日付の翌月末までに支

払うこととする。

4. 初年度の年会費は請求書に記載された支払期限の翌月から月割での支払いとする。
例) 5月10日に入会申込書を提出した場合：5月末日に請求書を発行、発行日の翌月末までにその事業年度内の6月～12月の7か月分を支払うこととする。
5. 納入された会費は、いかなる理由があっても返還はしない。

第7条（年会費の納入方法）

毎年12月末付で当法人より請求書を発行するので、発行された翌月の1月末日までに指定口座に振込む。

第8条（年会費の未納）

3年以上会費を滞納したとき、社員の資格を喪失することができる。

第9条（退会）

社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

第10条（役員）

- (1) 本会は次の役員を置く。
 1. 代表理事 1名
 2. 監事 3名以内
 3. 理事 3名以上20名以内
- (2) 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- (3) 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

第11条（社員総会）

- (1) 社員総会は、全ての社員をもって構成する。
- (2) 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。
- (3) 社員総会は次の事項を議決する。
 1. 社員の除名
 2. 理事及び監事の選任又は解任
 3. 理事及び監事の報酬等の額
 4. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承

認

5. 定款の変更
 6. 解散及び残余財産の処分
 7. その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項
- (4) 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
- (5) 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第12条（改正）

この規約は、社員総数の2分の1以上の同意をもって改正することができる。

第13条（規約施行日）

この規約は、令和6年10月1日より施行する。